

清掃業務委託仕様書

この仕様書は、此花ふれあいセンター清掃業務に関する業務内容、その他必要事項を明示したものであり、本業務の実施にあたっては、常に建物の管理保存と美観に留意しつつ、これを忠実に履行しなければならない。

また、作業員等を雇用しサービスさせるときは、労働基準法、最低賃金法等の法令を遵守すること。

1. 清掃対象物件及び所在地

此花ふれあいセンター
大阪市此花区伝法3丁目2番27号

2. 履行期間

令和8年4月1日から令和11年3月31日まで 3年間

3. 業務内容

(日常清掃)

日常清掃の実施場所及び作業方法は、別表1のとおりとする。

作業員は、別表作業仕様内容を実施できる人数を派遣すること。

作業時間は、原則9時から12時までの間とする。

作業回数は、週3日（月、水、金）とする。

月、水、金が祝日の場合は他の平日に振替とする。

(定期清掃)

定期清掃の実施場所及び作業方法は、別表2のとおりとする。

作業員は、別表作業仕様内容を実施できる人数を派遣すること。

作業日は、年2回（6月、12月）の土曜日を原則とする。

4. 清掃用具及び材料等

この作業に使用する清掃用具及び材料等は（トイレトペーパー・洗剤・ポリ袋等）は、すべて請負人の負担とし、清掃場所、建材等の材質、汚れの程度などにより、それぞれに最も適合した品質良好なものを使用すること。

清掃に必要な用具・材料等は、所定の場所に常置するものとし、その保管に万全を期すること。

5. 清掃業務日誌

作業の実施状況を記載した清掃業務日誌を作成し、検査を受けること。

6. 一般的注意事項

作業の実施にあたっては、センター業務に支障のないよう十分注意し、次の項目を厳守のうえ、実施することとする。

- (1) 作業員が作業に従事する時は、作業員であることを明確にするため一定の服装を着用し、常に清潔を保たなければならない。
- (2) 作業中は、外来者その他の者に不快の念を抱かせないように注意すること。
- (3) 施設内において、書類の閲覧・複写等一切の諜報行為をしてはならない。
- (4) 清掃業務に直接使用する機械器具及び材料等以外の物品、その他を施設内に搬入してはならない。
- (5) ガソリン・ベンジン等引火性の薬品などの使用については、事前に指示を受けること。
- (6) 精密機械を据え付けている場所については、特に支障の原因とならないよう衝撃・塵・埃・火気・湿気等に十分注意すること。
- (7) 業務の履行を通じて知り得た業務上の秘密を第三者に漏らしてはならない。此のことは、契約期間満了後においても同様とする。
- (8) 不明な時は、担当者の指示に従うこと。